



とっとり被害者支援センター

犯罪被害者等が再び 平穏な生活を営むために

犯罪被害者等支援事業募金

集まった寄付金は、「とっとり被害者支援センター」の活動に使います。

- ・広報啓発事業(被害者支援フォーラム等の開催)
- ・支援員の養成と研修事業
- ・電話・面接相談
- ・自助グループへの援助
- ・直接支援事業(警察・病院等への付き添い支援、弁護士等の専門家への紹介・情報提供)

「とっとり被害者支援センター」

平成20年に設立。犯罪や事故等の被害にあわれた方々やそのご家族、ご遺族をサポートしています。専門的な研修を受けた相談員やボランティアが専門家のアドバイスを得ながら、被害にあわれた方々の回復の手助けを行うことを目的として活動している団体です。
また、平成23年に鳥取県公安委員会に「犯罪被害者等早期援助団体」として指定されました。

お問合せ先

公益社団法人 とっとり被害者支援センター
〒680-0022 鳥取市西町1丁目401 鳥取県庁西町分庁舎2階
TEL 0857-20-0330 FAX 0857-20-0330 E-mail t-higaisha@voice.ocn.ne.jp URL http://www.t-higaisha.jp/

(注)平成29年9月13日付厚生労働省告示第296号により平成29年度共同募金の実施期間が平成30年3月31日までと定められたので、平成30年3月31日まで募金運動を行うものです。

みなさまのめたからご協力をお願いします。
全国のゆうちょ銀行・郵便局で、振込料無料でお振込みできます。

| | | | |
|---|------------------------------|-------|------|
| 99 | 広島 | 払込取扱票 | |
| 口座記号番号 | | 金額 | |
| 01480-0- | | 250 | |
| 加入者名 | 社会福祉法人 鳥取県共同募金会 | 金額 | 備考 免 |
| 通欄 | ※ ■赤い羽根共同募金(犯罪被害者等支援事業募金) | | |
| ご依頼人 | おとなまえ様 おなまえ様 (電話番号) | 日附 | 印 |
| 裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行) (承認番号 広第 7110号) これより下部には何も記入しないでください。 | | | |

振替払込請求書兼受領証

| | |
|--------|-----------------|
| 口座記号番号 | 01480-0- |
| 金額 | 250 |
| 加入者名 | 社会福祉法人 鳥取県共同募金会 |
| ご依頼人 | おなまえ様 |
| 料金 | 免 |
| 備考 | 免 |

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。切取らないでお出ください。

この受領証は、大切に保管してください。

“「つかいみちを選べる募金」助成事業”へのご協力をお願い

平成28年度から、従来10月1日から12月31日までの3か月間行ってきた共同募金運動の期間が、全国一斉に3か月間拡大され、今年度（平成29年度）は、平成30年3月31日まで共同募金運動が行われます。

鳥取県共同募金会では、この拡大された3か月の期間で、福祉事業活動を行う各団体が取り組む、地域の福祉課題を解決するための活動費を参加団体と一緒に集め、課題解決の取り組みを支援するものです。

本助成事業の参加団体は、福祉課題を解決する必要性を広く県民にアピールしながら、その活動資金を調達するために、使いみちを選択する募金の協力を呼び掛けます。

本助成事業の目的は、福祉課題を解決する活動を、寄付者が選択して募金することにより、寄付者の共感や賛同を得る新たな募金の環境を培っていくことです。

県民の皆様には、本助成事業の趣旨をご理解いただき、温かいご支援をお願いいたします。

平成29年12月

社会福祉法人鳥取県共同募金会

【平成29年度「つかいみちを選べる募金」助成事業参加団体一覧】

1) 公益社団法人 とっとり被害者支援センター

犯罪被害者等支援事業

電話・面接相談、カウンセリング、自助グループへの支援
被害者支援フォーラム等の開催、支援ボランティアの養成・研修

2) NPO法人 こども未来ネットワーク

子どもの笑顔発見プロジェクト

支援の必要な親子を対象に、幼い子どものこころの奥底にひびく、
高い技術力と洗練された作品世界をもつ人形劇の上演

本助成事業の募金に関して入手しました個人情報、寄付を指定された参加団体にお知らせしますが、それ以外には利用しません。
また、この助成事業の募金は、税制上の優遇措置の対象となります。

（ご注意）

- ・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- ・この用紙は、ATMでは使用できません。
- ・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
- ・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおところ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。
- ・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

この場所には、何も記載しないでください。